

世田谷区における生活保護受給者等就労自立促進事業提案

平成25年10月17日
世田谷区

1 提案概要

世田谷区と東京労働局及び渋谷公共職業安定所（以下これらを「ハローワーク」という。）が協定を締結した上で、世田谷区の施設に就労支援コーナーを設置し、就労支援ナビゲーターによる就労支援とハローワークの求人情報提供端末の設置による求人情報の提供等により、区の就労支援を効果的かつ効率的に実施する。

2 提案理由

世田谷区では平成15年度から就労支援専門員を配置し、生活保護受給者の就労による経済的自立を助長する取組みを進めてきた。また、平成17年度からハローワークと連携して、生活保護、児童扶養手当、住宅支援給付（平成21年10月から）の各受給者に対する就労支援事業を行ってきた。平成24年10月からは、生活保護受給者を対象としたハローワークによる定期的な巡回相談事業も開始し、就労支援を強化してきた。

こうした取組みは、一定の成果を上げているが、平成20年秋以降の生活保護受給者数の増加傾向は依然として続いている。世田谷区においては、平成20年8月の受給者数は6,412人、保護率は7.4%であったものが、平成25年8月現在ではそれぞれ10,128人、11.4%となっている。また、稼動能力を有すると考えられる「その他の世帯」の数も大幅に増加し、平成20年8月には526世帯（全受給世帯に対して占める割合10%）であったものが、平成25年8月では1,657世帯（同20%）となっており、生活保護受給者への就労支援をより効果的かつ効率的に実施することが求められている。併せて、その他の生活困窮者で就労支援を必要とする者も広く対象とし、早期の段階で支援を行うことにより生活保護の受給に至ることを未然に防ぐことが重要な課題となっている。

世田谷区の施設に就労支援ナビゲーターを配置するとともに、ハローワークの求人情報提供端末等を設置した就労支援コーナーを新設することにより、対象者を確実かつ早期に就労支援へ結びつけ、当該対象者の経済的自立に向けた区の就労支援の効果的かつ効率的な実施に寄与するものである。

3 実施内容

（1） 実施方法

世田谷区とハローワークによる運営協議会を設置するとともに、事業内容、実施体制等について定めた協定を締結し、当該協定に基づき生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。

(2) 実施場所

世田谷区砧総合支所生活支援課（世田谷区砧福祉事務所）

(3) 対象者

- ① 生活保護受給者
- ② 児童扶養手当受給者
- ③ 住宅支援給付受給者
- ④ その他の生活困窮者で就労支援を必要とする者

(4) 主な事業内容

- ① 担当者制による個別の職業相談・支援及び職業紹介
- ② 個々のニーズに合った求人開拓及び求人情報の提供
- ③ 求人情報提供端末による求人情報の提供
- ④ 職場定着に至るまでの支援等
- ⑤ その他、就労促進に資する相談・支援、職業訓練のあつせん等

(5) 実施に係る体制

① 人員

就労支援ナビゲーター 1名

② システム

- ア ハローワーク求人情報提供端末 1台（専用プリンター付属）
- イ ハローワーク職業紹介端末 1台（専用プリンター付属）
- ウ その他システム運用に必要な機器等

③ 備品等

- ア 就労支援ナビゲーター用事務机及び椅子
- イ 個別相談用テーブル及び椅子
- ウ その他事業の実施に必要な備品及び消耗品等

(6) 実施時期

平成26年1月を目指とする。

(7) その他

費用負担その他事業の実施に必要な事項は、区とハローワークの協議の上決定する。